$C_{12}H_6F_2N_2O_2$　　分子量　248.19

4－（2，2－difluorobenzo［*d*］［1，3］dioxol－4－yl）－1*H*－pyrrole－3－carbonitrile

［131341－86－1］

含　　量　本品は，フルジオキソニル（$C_{12}H_6F_2N_2O_2$）97.0～101.0%を含む。

性　　状　本品は，無～白色の結晶又は白～やわらかい黄色の粉末で，においがない。

確認試験　本品を赤外吸収スペクトル測定法中のペースト法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験　⑴　融点　199～201℃

⑵　鉛　Pbとして2.0μg／g以下

本品1.0gを量り，300mlのケルダールフラスコに入れ，硝酸10ml及び硫酸5mlを加えて赤褐色の煙がほとんど発生しなくなるまで加熱する。冷後，硝酸2mlを追加して濃厚な白煙が発生するまで加熱する。冷後，塩酸（1→4）10mlを加えて，15分間煮沸し，冷後，試料液とする。試料液に，クエン酸水素二アンモニウム溶液（1→2）10mlを加える。チモールブルー試液を指示薬として，アンモニア水で弱アルカリ性とする。冷後，内容物を200mlの分液漏斗に移し，ケルダールフラスコを水で洗い，洗液を分液漏斗に合わせ，約100mlとする。ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム溶液（3→100）5mlを加えて5分間放置し，酢酸ブチル10mlを加えて5分間振とうした後，放置する。その後，酢酸ブチル層をとり，検液とする。別に，鉛標準原液1mlを正確に量り，水を加えて正確に100mlとする。この液2mlを正確に量り，試料液と同様に操作し，比較液とする。検液及び比較液につき，鉛試験法第1法により試験を行う。

水　　分　0.50%以下（2.0g，直接滴定）

定 量 法　本品及び定量用フルジオキソニル約0.06gずつを精密に量り，それぞれをメタノールに溶かし，正確に100mlとし，検液及び標準液とする。検液及び標準液をそれぞれ10μlずつ量り，次の操作条件で液体クロマトグラフィーを行う。検液及び標準液のフルジオキソニルのピーク面積A_T及びA_Sを測定し，次式により含量を求める。

$$\text{フルジオキソニル（}C_{12}H_6F_2N_2O_2\text{）の含量}=\frac{\text{定量用フルジオキソニルの採取量（g）}}{\text{試料の採取量（g）}}\times\frac{A_T}{A_S}\times 100\ (\%)$$

操作条件

検出器　紫外吸光光度計（測定波長　270nm）

カラム充てん剤　5μmの液体クロマトグラフィー用オクタデシルシリル化シリカゲル

カラム管　内径4.6mm，長さ15cmのステンレス管

カラム温度　25～40℃付近の一定温度

移動相　リン酸一カリウム3.8g及び無水リン酸二ナトリウム5.8gに水を加えて溶かし，1Lとする。この液100mlに水500ml，アセトニトリル300ml及びメタノール350mlを加える。

流量　1ml／分

第2添加物の部F使用基準の項フェンピロキシメートの目の次に次の1目を加える。

フルジオキソニル

フルジオキソニルは，あんず，おうとう，かんきつ類（みかんを除く。），キウィー，すもも，ネクタリン及びもも以外の食品に使用してはならない。

フルジオキソニルは，フルジオキソニルとして，キウィーにあってはその1kgにつき0.020g，かんきつ類（みかんを除く。）にあってはその1kgにつき0.010g，あんず，おうとう，すもも，ネクタリン及びももにあってはその1kg（あんず，おうとう，すもも，ネクタリン及びももにあっては種子を除く。）につき0.0050gを，それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。

第2添加物の部F使用基準の項フルジオキソニルの目中「すもも，ネクタリン及びもも以外」を「ざくろ，すもも，西洋なし，ネクタリン，びわ，マルメロ，もも及びりんご以外」に，「すもも，ネクタリン及びももにあってはその」を「ざくろ，すもも，西洋なし，ネクタリン，びわ，マルメロ，もも及びりんごにあってはその」に改める。

○厚生労働省告示第三百八号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十二号）第十二条第二項第二号の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める地域を次のように定め、平成二十三年十月一日から適用をする。

平成二十三年八月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める地域

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める地域は、次の表に掲げる市町村及び特別区の区域以外の地域とする。

北海道	札幌市　函館市　小樽市　旭川市　釧路市　帯広市　北見市　夕張市　岩見沢市　登別市
青森県	青森市
岩手県	盛岡市
宮城県	仙台市　塩竈市　名取市　多賀城市
秋田県	秋田市
山形県	山形市
福島県	福島市
茨城県	水戸市　日立市　土浦市　古河市　取手市
栃木県	宇都宮市　足利市
群馬県	前橋市　高崎市　桐生市
埼玉県	さいたま市　川口市　所沢市　飯能市　鳩ヶ谷市　戸田市　蕨市　朝霞市　和光市　新座市　川越市　熊谷市　川口市　行田市　秩父市　所沢市　飯能市　加須市　本庄市　東松山市　春日部市　狭山市　羽生市　鴻巣市　深谷市　上尾市　草加市　越谷市　蕨市　戸田市　入間市　朝霞市　志木市　和光市　新座市　桶川市　久喜市　北本市　八潮市　富士見市　三郷市　蓮田市　坂戸市　幸手市　鶴ヶ島市　日高市　吉川市　ふじみ野市　白岡市　伊奈町